

2008年度PRIME国際シンポジウム

アフリカの戦争と平和

～紛争を憲法から考える～

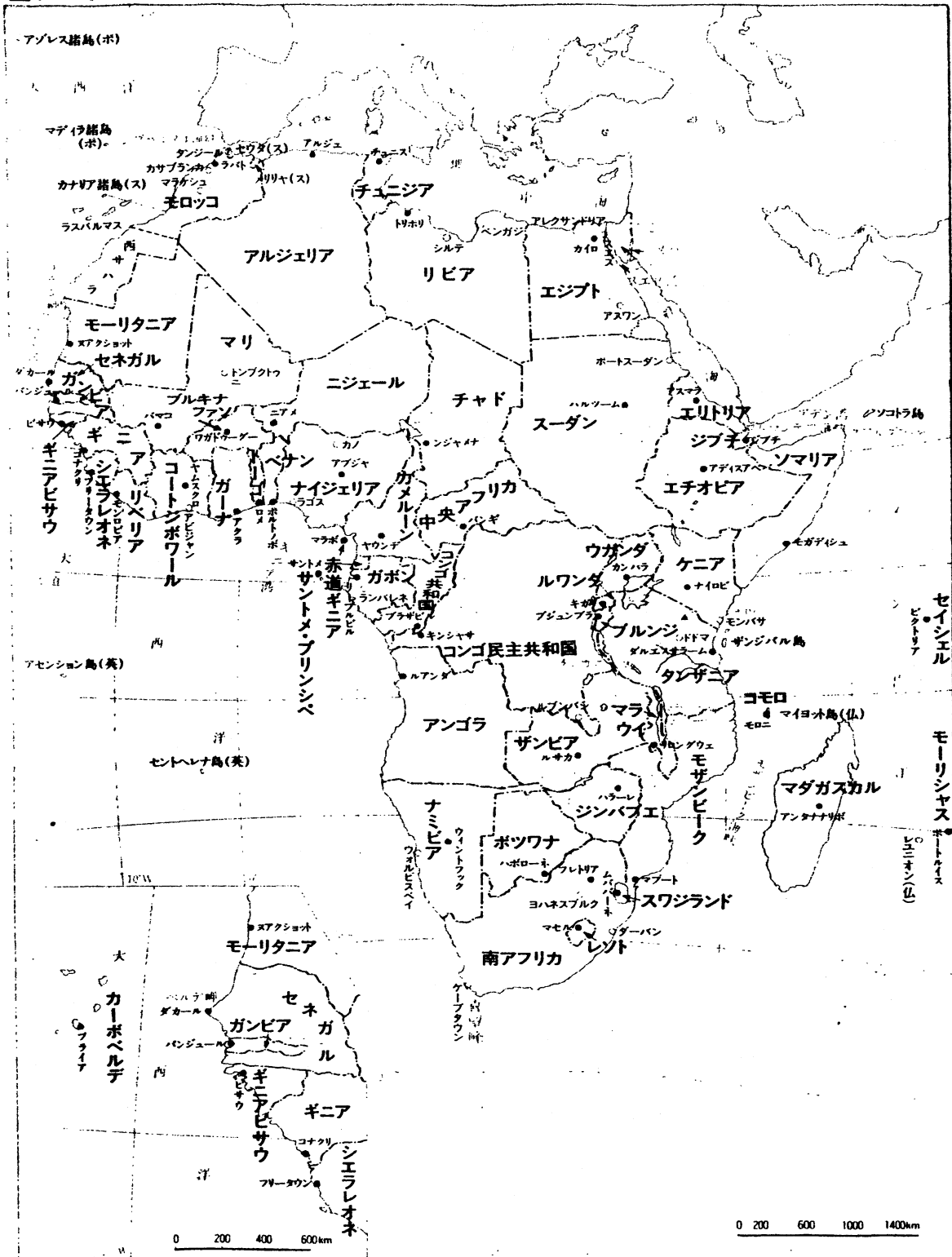
日時：2008年5月2日（金）14時～20時

会場：明治学院大学白金校舎 本館10階大会議場

今日アフリカでは、ダルフル、ソマリア、コンゴ民主共和国東部などで武力紛争が続いています。最近では、ケニアの大統領選挙結果をめぐり、多くの犠牲者を出し、大量の国内避難民も生まれました。生活改善のためにこそ、協力して国づくりが必要なアフリカで、なぜ人々は憎しみあい殺し合うのでしょうか。人々が安心して生活し、働ける社会をつくっていくことがアフリカの国家と国民にとって最大の課題となっています。憲法はその民主的な国づくりに形を与えるものです。紛争の平和的解決のために各国の憲法はどんな役割を果たしてきたのか、アフリカの紛争現場で活動や研究をしてきた方々の報告によるシンポジウムです。シンポジウムは2つのパートからなっており、パートIでは、アフリカの市民社会の報告者も参加して、ルワンダとケニアの事例を分析します。パートIIには、内戦下のコンゴ民主共和国の和平プロセスで、新憲法草案に携わったムボッチ教授およびコメンテーターとして憲法学者の樋口陽一氏が参加します。

主催：明治学院大学国際平和研究所（PRIME）

■アフリカ州



出典: 『世界の国一覽表』

===== 【プログラム】 =====

第Ⅰ部 英語・日本語(同時通訳)

14:00-14:10 開会挨拶 勝俣誠さん(PRIME 所長)

14:10-15:40 セッション1:ルワンダのジェノサイドと2003年憲法

発題者 武内進一さん(アジア経済研究所アフリカ研究グループ長)

コメンテーター エル・ハジ・ムボッチさん(セネガル/ダカール シェイク
アンタ ディオプ大学教授、元コンゴ民主共和国政府和平委員会顧問)

司会 寺田俊郎さん(PRIME 所員)

15:40-16:00 休憩

16:00-17:30 セッション2:アフリカの紛争とジェンダー

発題者 フローレンス・ンパエイさん(ケニア/ナイロビ平和イニシアティブ)

コメンテーター エマニュエル・ボンバンデさん
(ガーナ/西アフリカ平和構築ネットワーク)

滝澤美佐子さん(桜美林大学教授)

司会 原宏之さん(PRIME 所員)

第Ⅱ部 フランス語、日本語、英語(同時通訳)

18:30-20:00 講演会:アフリカの紛争の平和的解決と憲法の役割~コンゴ民主共和国
の事例から~

講演者:エル・ハジ・ムボッチさん(セネガル/ダカール シェイク アンタ
ディオプ大学教授、元コンゴ民主共和国政府和平委員会顧問)

コメンテーター:樋口陽一さん(憲法学者)

司会 勝俣誠さん(PRIME 所長)

*PRIMEは、International Peace Research Institute, Meiji Gakuin Universityの略
です。

*お帰りの際は、同時通訳の機器とイヤホンをお戻し下さい。

ルワンダのジェノサイドと2003年憲法

武内進一

(日本貿易振興機構アジア経済研究所)

はじめに

憲法 (the constitution) とは、文字通り、国家の構成 (constitution) を定める基本法である。それは国家統治のあり方、すなわち政治秩序の骨格を定める法であり、したがってその大枠が頻繁に変わるものではない。憲法が変更されるのは、国家内外の環境が劇的に変化し、既存の政治秩序がそれに対応できなくなり、従来の国家統治のあり方を捨てざるを得ないとの判断に至った時である。革命や内戦、敗戦の後に新たな憲法が制定されるのは、その典型的な例と言えよう。

日本とルワンダの経験は、この点で共通している。現在の日本国憲法は、敗戦によって既存の政治秩序が崩壊した後に制定された。2003年に制定された現在のルワンダ共和国憲法は、1990～94年の内戦にRPF(ルワンダ愛国戦線)が勝利し、政権を獲得したことを受けて創られたものである。そして、アジア・太平洋戦争によって壊滅的な打撃を受けた日本が不戦の誓いを憲法に盛り込んだように、内戦末期のジェノサイドによって膨大な犠牲者を出したルワンダは、それを二度と繰り返さないという決意を憲法に込めた。

本稿では、ルワンダの2003年憲法に焦点を当て、それがどのような政治的文脈で制定されたのか、ジェノサイドを繰り返さないという決意がどのような条文に現れているのかを論じたうえで、そこにどのような課題があるのかを検討したい。

1. 内戦とジェノサイド

2003年憲法制定までの過程を簡単にまとめておこう。ルワンダでは1990年に内戦が勃発した。1973年以来続くハビヤリマナ政権の打倒を掲げて、北隣のウガンダから反政府武装勢力のRPFが武力侵攻したのである。このRPFの中核は、1962年の独立前後にルワンダを追われた難民の第二世代であり、彼らのほとんどはトゥチ(ツチ。本稿では現地地の発音に近いトゥチと表記する)であった。これに対して、ハビヤリマナ政権の中核には、大統領と同じく北西部出身のフトゥ(フツ)が多かった。

トゥチはルワンダの人口の1割強、フトゥは8割強を占める。これら2つの集団は、ルワンダにおいて、部族、民族、エスニック集団などと呼ばれるが、両者の言語、宗教、生業に差異はなく、混住して生活する。トゥチ、フトゥというカテゴリーは植民地化以前から存在するが、集団区分が厳密化し、全国レベルで両者の間に敵意が醸成されるのは、植民地期のことである。ルワンダ史上トゥチとフトゥとが全国的に衝突したのは、独立を3年後に控えた1959年が初めてであった。

1959年の紛争は、トゥチ主体の政党とフトゥ主体の政党の間の衝突として始まったが、植民地政府が後者を政治的、軍事的に支援したために、多数のトゥチが周辺国に難民として逃れた。彼らの第二世代がRPFを組織し、1990年にウガンダから侵攻したのである。

内戦が始まるとハビヤリマナ政権はエスニックな扇動を強め、RPFとトゥチを同一視して攻撃した。RPFにはハビヤリマナ政権に反発するフトゥも参加していたのだが、ハ

ビヤリマナ政権側は、RPFはトゥチであり、政権を獲得すれば必ずやフトゥに報復すると大衆の恐怖心をあおった。ジェノサイドは、この扇動の延長線上にある。

1994年4月6日、ハビヤリマナ大統領の搭乗機が何者かに撃墜され、これを契機にルワンダ全土で一斉に大量殺戮が開始された。この殺戮は、トゥチに対する無差別殺人とフトゥに対する選別的殺害からなっており、いずれもRPFの支持者と見なされたが故に殺された。この殺戮はジェノサイドと呼ぶにふさわしいが、7月半ばにRPFの軍事的勝利が確定するまでの約100日の間に、少なくとも50万人以上が犠牲となった。当時のルワンダの総人口が750万人程度であったことを考えれば、犠牲者の規模と殺戮のスピードは凄まじいものがある。当時国内に居住していたトゥチの7割以上が殺されたと推計されている。

内戦に勝利したRPF政権にとって、最大かつ喫緊の課題は治安の確立であった。旧ハビヤリマナ政権派は、100万人以上の一般人を引き連れて周辺諸国の難民キャンプに避難し、ルワンダ本国への越境攻撃をねらっていたからである。とりわけザイール(現コンゴ民主共和国)のルワンダ国境付近に立ち並ぶ難民キャンプは、事実上の軍事拠点と化していた。RPF政権は国際社会に対して難民キャンプの武装解除を要請したが、いっこうに進展しなかった。結局、1996年になって、RPF政権はザイール国内に居住するルワンダ系住民と協働し、難民キャンプ掃討を目的とする軍事作戦を実施した。隣国への軍事介入である。

この軍事作戦によって、難民キャンプにとどめられていた一般住民の多くが、ようやくルワンダに帰国した。そして、この掃討作戦はザイール国内の反政府武装勢力と合流し、本格的な内戦へと発展する。そして翌1997年には、30年以上にわたりザイールを統治したモブツ体制を崩壊へと至らしめたのである。その後もルワンダはコンゴ民主共和国に軍事介入し、反政府勢力を支援した。コンゴ民主共和国のルワンダ国境付近では、今日に至るまで紛争状況が継続している。

2. RPF 政権の成果と課題

隣国の内戦に介入しつつも、RPF政権は治安の安定と戦後復興に成果を挙げてきた。国内での反政府武装勢力の活動は1990年代後半を最後にほぼ鎮圧され、経済的にもマクロ指標で見ると比較的高い成長率を維持してきた。ただし、治安の安定と経済成長に懸念材料があることも、同時に指摘すべきだろう。

ルワンダは、近隣アフリカ諸国に比べても、非常に治安のよい国である。軍や警察の汚職も少なく、外国人も安心して外出できる。その一方で、武装勢力だけでなく、政権批判者に対する弾圧は厳しい。内戦終結直後のRPF政権は、大統領や内相など重要ポストにフトゥを配し、幅広い基盤を有していたが、彼らは次々にパージされてしまった。フトゥの内相は国外に亡命して最終的には暗殺され、大統領は辞任を余儀なくされた後に逮捕された。政権に対する批判を自由に表明することは難しく、メディアが政府への批判を展開することも少ない。

経済面においても、比較的高い成長が継続しているとはいえ、小農主体の経済構造に変化はない。高成長は、良好な天候と援助資金の流入によって支えられていると考えられる。コーヒー、紅茶に変わる輸出産品は育たず、農業以外の産業基盤は依然として育っていない。つまり、現在の好調な経済がどの程度持続的か心許ないのが実態である。

3. 2003年憲法の内容

現行のルワンダ憲法は2003年に制定された。同じ年に大統領選挙と国会議員選挙が

実施されており、ジェノサイドから9年を経てルワンダは文民政権化を遂げた。大統領選挙ではRPF最高司令官だったポール・カガメが95%以上の得票率で選出され、国会議員選挙でも政党化したRPFが圧勝した。

2003年憲法の主要部分について、内容をかいつまんで紹介しよう。前文では、ジェノサイドを二度と繰り返さないこと、ジェノサイドによって揺らいだ国民の統一と和解を強化すること、また基本的人権と多元的民主主義に基づく国家建設を目指すこと、といった新憲法制定にあたっての決意が述べられている。第I部では、人民主権などの規定とともに、国家の基本原則として、ジェノサイドのイデオロギーと戦うこと、分断(division)をなくし国民の統一を促すこと、男女の平等(意思決定機関の女性比率を最低3割確保すること)、などが挙げられている。

第II部では基本的人権について定められている。ここでは2つの点が注目される。第1に、ジェノサイドに対する言及である。ジェノサイド罪には時効がなく、ジェノサイドの修正主義や否定などは法による処罰の対象となる(第13条)。また、国家はジェノサイドのサバイバー(生き残った被害者)の厚生に対して特別な措置を講じることが定められている(第14条)。

第2に、基本的人権のなかで自由権的基本権について、「国家による保証」が明記されていることである。第18条に、「人の自由は国家によって保証される」(The person's liberty is guaranteed by the State)という条文が置かれ、思想、意見、意識、宗教、信仰および公的表明(第33条)や報道の自由(第34条)が、「国家によって保証される」(...is guaranteed by the State)と規定されている。また、これらの権利には「法によって定められる条件に応じて」(in accordance with conditions determined by law)という但し書きが付いている。一方、「エスニックな、地域的な、人種的な差別やあらゆる種類の分断の流布は法律によって処罰可能」だとされ、国民の分断を助長する思想や言論が処罰の対象となると規定されている(第33条)。

第III部では政治組織について規定され、多党制の採用が明記されている。政治組織(政党)については、人種、エスニック集団、地域、性別、宗教などに基づいて結成することが禁止されている。第IV部の政府機関では、三権に関わる機関が規定されるが、ここでは、立法府において普通選挙を通さずに選出される議員の枠が大きいことが目を引く。下院の定員80名のうち普通選挙による選出は53名で、残りのうち24名は女性枠として地方行政機関から選出され、2名は青年組織、1名は障害者組織から選出される。上院は普通選挙による選出はなく、定員26名のうち12名は地方代表、8名は「歴史的にマージャーナル化されたコミュニティ」(先住民のトゥワを指すと思われる)の代表など、各種組織から選出される。

4. ルワンダ憲法に見るジェノサイドの影

ルワンダの2003年憲法には、ジェノサイドの影が色濃く反映されている。そこには賞賛すべき点と、懸念すべき点とが並存している。ジェノサイドを二度と繰り返さないという強い決意、ジェノサイドのサバイバーを国家としてケアしていくという配慮は、国際社会として同意し、賞賛し、支援すべきだろう。また、女性やマリノリティに対する配慮が随所に見られる点も特筆に値する。現在ルワンダの国会における女性議員の比率は、世界最高水準である。日本にとっても見習うべきところは多い。

ただし、この憲法には懸念を禁じ得ない条文がある。最も問題になるのは、自由権を「国家によって保証される」としている箇所であろう。本来、基本的人権、とりわけその自由権は、国家がそれをどう評価するかにかかわらず、保証されるべき個人の権利で

ある。思想や言論、宗教の自由を国家によって保証し、法の定める条件の下に置けば、国家にとって都合のよいものだけが認められることになりかねない。また、「差別や分断を助長する」言論を処罰の対象と規定しているが、何がそれにあたるのかは明示されていない。この点も、国家による恣意的な取り締まりにつながる恐れがある。

これらの条文は、明らかに 1994 年のジェノサイドの経験を踏まえたものである。1990 年の内戦勃発とほぼ時を同じくして民主化に踏み切ったルワンダでは、ハビヤリマナ政権中枢がメディアの自由化を悪用し、新聞やラジオを通じてトウチをターゲットとした扇動が行われ、ジェノサイドに結びついたといわれている。それを繰り返さないという決意が、上記の条文に反映されているのである。

そのような背景があるにせよ、憲法において明示的に自由権を制約する危険性は高い。事実、第 2 節で述べたように、内戦後のルワンダでは自由な政府批判が許されているとは言い難い。「ジェノサイドを繰り返さない」という論理を口実として、政権への批判を封じることがあってはならない。

これに関連して、立法府の中に普通選挙を介さず選出される議員が多いことも気に懸かる。女性やマイノリティへの配慮は必要だが、議員の構成に政府の意図が反映されやすい制度が取られているといえるだろう。現在ルワンダ議会の議席は、RPF とその衛星政党で占められ、事実上野党が存在しない。

結び

いかなる政権であっても、それに対する批判がないことなどあり得ない。民主主義は、自らの正しさを問い直す制度を内在させたところに成立する。政権に批判が届かない政治体制は、不満が鬱積し、暴発する危険をはらむという意味で、堅固なように見えて脆弱である。内戦を経て成立し、周辺諸国で活動する反政府武装勢力からの攻撃に脅かされてきたルワンダが、「国内敵」の存在に敏感になることは理解できる。しかし、政権の安定性は、国内で政権批判を含めた自由な議論が確保されたときにこそ、より高まるのではないだろうか。

ジェノサイドを繰り返してはならない。これは人類全体の課題である。そのために私たちは、ルワンダの経験から多くを学ぶべきである。一方、世界史は、いかなる条件の下で独裁や内戦、さらにはジェノサイドが起こったのかについての教訓に満ちている。私たちはそこから学び、必要であればルワンダの人々にそれを伝える義務がある。

【要旨】

エルハジ・ムボッチ

(セネガル/ダカール シェイク アンタ ディオプ大学教授、元コンゴ民主共和国政府和平委員会顧問)

アフリカの紛争解決における暫定憲法の役割ーコンゴ民主共和国の事例

ポストコロニアル期のアフリカ国家は相次ぐクーデター、軍人・文民独裁、分離独立、内戦と周期的にその正当性の危機を経てきた。従来のアフリカ研究では、これらの現象は人工的に外から作られたアフリカ国家の社会政治現象には適さない民主主義モデルを導入した結果であると、しばしばされてきたが、これらの国家の事例はそれまで認められてきた法的カテゴリーの刷新に貢献しうる点が見過ごされてきた。

この点に関し、アフリカ中央部にアフリカ大陸で3番目の広大な国土を有し、9カ国と国境を接したコンゴ民主共和国 (Republique democratique du Congo, RDC)は、度重なる政治危機、武力紛争、中央政府の権威の失墜、領土の占領を経験してきており、新たな方はカテゴリーの興味深い実験を提供している。

確かに、1964年のルルアンブール憲法と1992年の国民主権会議で、国家の正当性の確立に努力がされたものの、危機から脱出することはなかった。前者は1965年のモブツによるクーデターで停止され、後者は1997年のコンゴ解放民主勢力同盟 (AFDL) のロラン・デジレ・カビラの政権奪取によるモブツ失脚で流れてしまった。

1999年、ルサカで域内の武装勢力間で停戦が結ばれ、2002年、南アフリカのプレトリアで包括的和平合意 (Accord global et inclusif, AGI) が調印された。こうした中で、2003年3月6日、暫定憲法が採択され、2005年2月には新憲法が発布された。

本講演は、RDCの和平プロセスにおける暫定憲法の役割を考察することにより、アフリカにおける紛争解決のあり方を探ることである。

同憲法の第1の特徴は、通常、憲法は主権者の意志の表現であり、国民投票により承認されるが、新しい国づくりを準備することを目的とする暫定憲法は武装勢力とそれ以外の政治勢力によって交渉、調印されたことである。第2は、憲法は通常、最高の法規であるが、暫定憲法は、AGIに従属している。かくして、暫定憲法はコンゴ政治アクターによって交渉された政治コンセンサスに法の形を与えたものとして捉えられる。

暫定憲法の運用面で革新的側面の一つは、AGIに基づき、国家機構のすべてのレベルで、責任を分担するようになっており、暫定政権は大統領1名で、元武装勢力リーダー2名を含む4名の副大統領 (1+4方式) からなり、すべて大統領府を形成した。

しかし、暫定憲法はRDCに完全に和平をもたらしたわけではなく、東部、コンゴ川上流西部では、緊張関係が続き、カサイ川ではカリスマリーダーが選挙のボイコットを訴えていた。

しかし、この憲法によって武力対立関係にあった諸集団の協議を通じて、暫定期間を管理できた点は、評価すべきであろう。その結果、2005年12月には、新憲法が国民投票で採決され、2006年には議会・大統領選挙が実施された。

人間開発指数 (HDI)

HDI順位 ^a	人間 開発指数 (HDI値) 2004	出生時 平均余命 (歳) 2004	成人識字率 ^b (%：15歳 以上) 2004 ^b	初・中・ 高等教育の 総就学率 (%) 2004 ^c	1人当たり GDP (PPP US\$) 2004	平均寿命 指数	教育 指数	GDP 指数	1人当たり GDP (PPP US\$) 順位 マイナス HDI順位 ^d	
人間開発高位国										
1	Norway	0.965	79.6	.. ^e	100 ^f	38,454	0.91	0.99	0.99	3
2	Iceland	0.960	80.9	.. ^e	96 ^g	33,051	0.93	0.98	0.97	3
3	Australia	0.957	80.5	.. ^e	113 ^f	30,331	0.92	0.99	0.95	11
4	Ireland	0.956	77.9	.. ^e	99	38,827	0.88	0.99	1.00	-1
5	Sweden	0.951	80.3	.. ^e	96	29,541	0.92	0.98	0.95	11
6	Canada	0.950	80.2	.. ^e	93 ^{g,h}	31,263	0.92	0.97	0.96	4
7	Japan	0.949	82.2	.. ^e	85	29,251	0.95	0.94	0.95	11
8	United States	0.948	77.5	.. ^e	93	39,676	0.88	0.97	1.00	-6
9	Switzerland	0.947	80.7	.. ^e	86	33,040	0.93	0.95	0.97	-3
10	Netherlands	0.947	78.5	.. ^e	98	31,789	0.89	0.99	0.96	-1
11	Finland	0.947	78.7	.. ^e	100 ^f	29,951	0.89	0.99	0.95	4
12	Luxembourg	0.945	78.6	.. ^e	85 ^{h,i}	69,961 ^f	0.89	0.94	1.00	-11
13	Belgium	0.945	79.1	.. ^e	95	31,096	0.90	0.98	0.96	-2
14	Austria	0.944	79.2	.. ^e	91	32,276	0.90	0.96	0.96	-7
15	Denmark	0.943	77.3	.. ^e	101 ^f	31,914	0.87	0.99	0.96	-7
16	France	0.942	79.6	.. ^e	93	29,300	0.91	0.97	0.95	1
17	Italy	0.940	80.2	98.4 ^e	89	28,180	0.92	0.96	0.94	3
18	United Kingdom	0.940	78.5	.. ^e	93 ^g	30,821	0.89	0.97	0.96	-5
19	Spain	0.938	79.7	98.0 ^{e,k}	96	25,047	0.91	0.98	0.92	3
20	New Zealand	0.936	79.3	.. ^e	100 ^f	23,413	0.90	0.99	0.91	5
21	Germany	0.932	78.9	.. ^e	89 ^g	28,303	0.90	0.96	0.94	-2
22	Hong Kong, China (SAR)	0.927	81.8	.. ^f	77	30,822	0.95	0.88	0.96	-10
23	Israel	0.927	80.0	97.1	90	24,382	0.92	0.95	0.92	0
24	Greece	0.921	78.3	96.0 ^e	93	22,205	0.89	0.97	0.90	3
25	Singapore	0.916	78.9	92.5	87 ^m	28,077	0.90	0.91	0.94	-4
26	Korea, Rep. of	0.912	77.3	98.0 ^{e,k}	95	20,499	0.87	0.98	0.89	5
27	Slovenia	0.910	76.6	.. ^f	95	20,939	0.86	0.98	0.89	1
28	Portugal	0.904	77.5	92.0 ^{e,k}	89	19,629	0.87	0.96	0.88	5
29	Cyprus	0.903	78.7	96.8	79 ^e	22,805	0.90	0.91	0.91	-3
30	Czech Republic	0.885	75.7	.. ^e	81	19,408	0.85	0.93	0.88	4
31	Barbados	0.879	75.3	.. ^{e,h,i}	89 ^e	15,720 ^{h,n}	0.84	0.96	0.84	10
32	Malta	0.875	78.6	87.9 ^e	81	18,879	0.89	0.86	0.87	5
33	Kuwait	0.871	77.1	93.3	73 ^g	19,384 ^e	0.87	0.87	0.88	2
34	Brunei Darussalam	0.871	76.6	92.7	77 ^g	19,210 ^{h,n}	0.86	0.88	0.88	2
35	Hungary	0.869	73.0	.. ^f	87	16,814	0.80	0.95	0.86	4
36	Argentina	0.863	74.6	97.2	89 ^h	13,298	0.83	0.95	0.82	10
37	Poland	0.862	74.6	.. ^f	86	12,974	0.83	0.95	0.81	11
38	Chile	0.859	78.1	95.7	81	10,874	0.89	0.91	0.78	18
39	Bahrain	0.859	74.5	86.5	85 ^g	20,758	0.82	0.86	0.89	-10
40	Estonia	0.858	71.6	99.8 ^e	92	14,555	0.78	0.97	0.83	4
41	Lithuania	0.857	72.5	99.6 ^e	92	13,107	0.79	0.97	0.81	6
42	Slovakia	0.856	74.3	100.0 ^{e,k}	77	14,623	0.82	0.92	0.83	1
43	Uruguay	0.851	75.6	.. ^f	89 ^{e,f}	9,421	0.84	0.95	0.76	19
44	Croatia	0.846	75.2	98.1	73 ^h	12,191	0.84	0.90	0.80	7
45	Latvia	0.845	71.8	99.7 ^e	90	11,653	0.78	0.96	0.79	9
46	Qatar	0.844	73.0	89.0	76	19,844 ^{e,i}	0.80	0.85	0.88	-14
47	Seychelles	0.842	72.7 ^{h,n}	91.8	80 ^g	16,652	0.80	0.88	0.85	-7
48	Costa Rica	0.841	78.3	94.9	72	9,481 ^g	0.89	0.87	0.76	13
49	United Arab Emirates	0.839	78.3	..	60 ^{e,h}	24,056 ^e	0.89	0.71	0.92	-25
50	Cuba	0.826	77.6	99.8 ^e	80 ^h	.. ^e	0.88	0.93	0.67	43
51	Saint Kitts and Nevis	0.825	70.0 ^{h,n,i}	97.8 ^e	80 ^g	12,702 ^e	0.75	0.92	0.81	-2
52	Bahamas	0.825	70.2	.. ^f	66 ^g	17,843 ^h	0.75	0.86	0.87	-14
53	Mexico	0.821	75.3	91.0	75	9,803	0.84	0.86	0.77	7

人間開発指数 (HDI)

HDI順位*	人間 開発指数 (HDI値)	出生時 平均余命 (歳)	成人識字率 ^b (%: 15歳 以上)	初・中・ 高等教育の 1人当たり		平均寿命 指数	教育 指数	GDP 指数	1人当たり GDP (PPP US\$)	順位 マイナス HDI順位*
				総就学率 (%)	GDP (PPP US\$)					
	2004	2004	2004 ^b	2004 ^c	2004					
54	Bulgaria	0.816	72.4	98.2	81	8,078	0.79	0.92	0.73	12
55	Tonga	0.815	72.4	98.9 ^o	80 ^o	7,870 ^p	0.79	0.93	0.73	13
56	Oman	0.810	74.3	81.4	68 ^o	15,259	0.82	0.77	0.84	-14
57	Trinidad and Tobago	0.809	69.8	.. ^l	67 ^o	12,182	0.75	0.88	0.80	-5
58	Panama	0.809	75.0	91.9	80	7,278	0.83	0.88	0.72	18
59	Antigua and Barbuda	0.808	73.9 ^{h,m,l}	85.8 ^{h,u}	69 ^{h,m}	12,586	0.82	0.80	0.81	-9
60	Romania	0.805	71.5	97.3	75	8,480	0.78	0.90	0.74	3
61	Malaysia	0.805	73.4	88.7	73 ^h	10,276	0.81	0.84	0.77	-4
62	Bosnia and Herzegovina	0.800	74.3	96.7	67 ^{h,v}	7,032	0.82	0.87	0.71	16
63	Mauritius	0.800	72.4	84.4	74 ^o	12,027	0.79	0.81	0.80	-10
人間開発中位国										
64	Libyan Arab Jamahiriya	0.798	73.8	.. ^l	94 ^{g,h}	7,570 ^{h,w}	0.81	0.86	0.72	7
65	Russian Federation	0.797	65.2	99.4 ^e	88 ^o	9,902	0.67	0.95	0.77	-6
66	Macedonia, TFYR	0.796	73.9	96.1	70	6,610	0.82	0.87	0.70	16
67	Belarus	0.794	68.2	99.6 ^{e,o}	88	6,970	0.72	0.95	0.71	12
68	Dominica	0.793	75.6 ^{h,u}	88.0 ^{h,u}	83 ^o	5,643	0.84	0.86	0.67	27
69	Brazil	0.792	70.8	88.6	86 ^h	8,195	0.76	0.88	0.74	-5
70	Colombia	0.790	72.6	92.8	73	7,256 ^o	0.79	0.86	0.72	7
71	Saint Lucia	0.790	72.6	94.8 ^{h,u}	76	6,324	0.79	0.89	0.69	16
72	Venezuela, RB	0.784	73.0	93.0	74 ^{h,h}	6,043	0.80	0.87	0.68	17
73	Albania	0.784	73.9	98.7	68 ^h	4,978	0.82	0.88	0.65	26
74	Thailand	0.784	70.3	92.6	74	8,090	0.75	0.86	0.73	-9
75	Samoa (Western)	0.778	70.5	.. ^l	74 ^o	5,613	0.76	0.90	0.67	22
76	Saudi Arabia	0.777	72.0	79.4	59	13,825 ^p	0.78	0.72	0.82	-31
77	Ukraine	0.774	66.1	99.4 ^e	85	6,394	0.69	0.94	0.69	9
78	Lebanon	0.774	72.2	.. ^l	84	5,837	0.79	0.86	0.68	13
79	Kazakhstan	0.774	63.4	99.5 ^{e,o}	91	7,440	0.64	0.96	0.72	-5
80	Armenia	0.768	71.6	99.4 ^e	74	4,101	0.78	0.91	0.62	32
81	China	0.768	71.9	90.9	70	5,896 ^e	0.78	0.84	0.68	9
82	Peru	0.767	70.2	87.7	86 ^o	5,678	0.75	0.87	0.67	12
83	Ecuador	0.765	74.5	91.0	.. ^o	3,963	0.82	0.86	0.61	30
84	Philippines	0.763	70.7	92.6	82	4,614	0.76	0.89	0.64	19
85	Grenada	0.762	65.3 ^{h,u}	96.0 ^o	73 ^o	8,021	0.67	0.88	0.73	-18
86	Jordan	0.760	71.6	89.9	79	4,688	0.78	0.86	0.64	16
87	Tunisia	0.760	73.5	74.3	75	7,768	0.81	0.75	0.73	-18
88	Saint Vincent and the Grenadines	0.759	71.3	88.1 ^o	68	6,398	0.77	0.81	0.69	-3
89	Suriname	0.759	69.3	89.6	72 ^{o,h}	.. ^{o,e}	0.74	0.84	0.70	-5
90	Fiji	0.758	68.0	.. ^l	75 ^o	6,066	0.72	0.87	0.69	-2
91	Paraguay	0.757	71.2	.. ^l	70 ^{h,h}	4,813 ^p	0.77	0.86	0.65	9
92	Turkey	0.757	68.9	87.4	69	7,753	0.73	0.81	0.73	-22
93	Sri Lanka	0.755	74.3	90.7	63 ^o	4,390	0.82	0.81	0.63	13
94	Dominican Republic	0.751	67.5	87.0	74 ^o	7,449 ^p	0.71	0.83	0.72	-21
95	Belize	0.751	71.8	75.1 ^{h,u}	81	6,747	0.78	0.77	0.70	-15
96	Iran, Islamic Rep. of	0.746	70.7	77.0	72 ^o	7,525	0.76	0.75	0.72	-24
97	Georgia	0.743	70.6	100.0 ^{e,k,w}	75	2,844	0.76	0.91	0.56	23
98	Maldives	0.739	67.0	96.3	69 ^o	.. ^{h,o,z}	0.70	0.87	0.65	3
99	Azerbaijan	0.736	67.0	98.8 ^o	68	4,153	0.70	0.89	0.62	12
100	Occupied Palestinian Territories	0.736	72.7	92.4	81 ^o	.. ^o	0.80	0.89	0.53	26
101	El Salvador	0.729	71.1	.. ^l	70 ^o	5,041 ^p	0.77	0.76	0.65	-3
102	Algeria	0.728	71.4	69.9	73	6,603 ^p	0.77	0.71	0.70	-19
103	Guyana	0.725	63.6	96.5 ^{h,u}	76 ^h	4,439 ^p	0.64	0.90	0.63	2
104	Jamaica	0.724	70.7	79.9 ^o	77 ^o	4,163	0.76	0.79	0.62	6
105	Turkmenistan	0.724	62.5	98.8 ^o	.. ^o	4,584 ^h	0.63	0.91	0.64	-1
106	Cape Verde	0.722	70.7	.. ^l	67	5,727 ^p	0.76	0.73	0.68	-14

HDI順位*	人間 開発指数 (HDI値)	出生時 平均余命 (歳)	成人識字率 ^b (%: 15歳 以上)	初・中・ 高等教育の 総就学率 ^c		1人当たり GDP (PPP US\$)	平均寿命 指数	教育 指数	GDP 指数	1人当たり GDP (PPP US\$) 順位
				2004 ^b	2004 ^c					マイナス HDI順位 ^d
107	Syrian Arab Republic	0.716	73.6	79.6	63 ^d	3,610	0.81	0.74	0.60	8
108	Indonesia	0.711	67.2	90.4	68	3,609	0.70	0.83	0.60	8
109	Viet Nam	0.709	70.8	90.3 ^e	63 ^d	2,745	0.76	0.81	0.55	12
110	Kyrgyzstan	0.705	67.1	98.7 ^e	78	1,935	0.70	0.92	0.49	32
111	Egypt	0.702	70.2	71.4	76 ^d	4,211	0.75	0.73	0.62	-2
112	Nicaragua	0.698	70.0	76.7	70 ^d	3,634 ^p	0.75	0.75	0.60	2
113	Uzbekistan	0.696	66.6	.. ^d	74 ^e	1,869	0.69	0.91	0.49	32
114	Moldova, Rep. of	0.694	68.1	98.4	70 ^d	1,729	0.72	0.89	0.48	33
115	Bolivia	0.692	64.4	86.7	87 ^d	2,720	0.66	0.87	0.55	7
116	Mongolia	0.691	64.5	97.8	77	2,056	0.66	0.91	0.50	18
117	Honduras	0.683	68.1	80.0	71 ^d	2,876 ^p	0.72	0.77	0.56	2
118	Guatemala	0.673	67.6	69.1	66 ^d	4,313 ^p	0.71	0.68	0.63	-11
119	Vanuatu	0.670	68.9	74.0 ^e	64 ^d	3,051 ^p	0.73	0.71	0.57	-1
120	Equatorial Guinea	0.653	42.8	87.0	58 ^{d,h}	20,510 ^{h,p}	0.30	0.77	0.89	-90
121	South Africa	0.653	47.0	82.4 ^e	77 ^h	11,192 ^p	0.37	0.80	0.79	-66
122	Tajikistan	0.652	63.7	99.5 ^e	71	1,202	0.65	0.90	0.41	34
123	Morocco	0.640	70.0	52.3	58	4,309	0.75	0.54	0.63	-15
124	Gabon	0.633	54.0	71.0 ^e	72 ^{d,h}	6,623	0.48	0.71	0.70	-43
125	Namibia	0.626	47.2	85.0	67 ^h	7,418 ^p	0.37	0.79	0.72	-50
126	India	0.611	63.6	61.0	62 ^d	3,139 ^p	0.64	0.61	0.58	-9
127	São Tomé and Príncipe	0.607	63.2	83.1 ^{h,m}	63	1,231 ^{h,r}	0.64	0.76	0.42	28
128	Solomon Islands	0.592	62.6	76.6 ^{h,m}	47 ^{d,h}	1,814 ^p	0.63	0.67	0.48	18
129	Cambodia	0.583	56.5	73.6	60 ^h	2,423 ^p	0.52	0.69	0.53	-4
130	Myanmar	0.581	60.5	89.9	49 ^d	1,027 ^{h,m}	0.59	0.76	0.39	33
131	Botswana	0.570	34.9	81.2	71 ^d	9,945	0.16	0.78	0.77	-73
132	Comoros	0.556	63.7	.. ^d	46 ^d	1,943 ^p	0.64	0.53	0.50	8
133	Lao People's Dem. Rep.	0.553	55.1	68.7	61	1,954	0.50	0.66	0.50	5
134	Pakistan	0.539	63.4	49.9	38	2,225	0.64	0.46	0.52	-6
135	Bhutan	0.538	63.4	47.0 ^e	.. ^y	1,969 ^{h,r}	0.64	0.48	0.50	2
136	Ghana	0.532	57.0	57.9	47 ^d	2,240 ^p	0.53	0.54	0.52	-9
137	Bangladesh	0.530	63.3	.. ^d	57 ^h	1,870	0.64	0.46	0.49	7
138	Nepal	0.527	62.1	48.6	57 ^h	1,490	0.62	0.51	0.45	13
139	Papua New Guinea	0.523	55.7	57.3	41 ^{d,h}	2,543 ^p	0.51	0.52	0.54	-15
140	Congo	0.520	52.3	.. ^d	52 ^d	978	0.46	0.72	0.38	25
141	Sudan *	0.516	56.5	60.9	37 ^d	1,949 ^p	0.53	0.53	0.50	-2
142	Timor-Leste	0.512	56.0	58.6 ^{h,m}	72 ^{d,h}	.. ^d	0.52	0.63	0.39	20
143	Madagascar	0.509	55.6	70.7	57 ^d	857	0.51	0.66	0.36	26
144	Cameroon	0.506	45.7	67.9	62 ^d	2,174	0.34	0.66	0.51	-13
145	Uganda	0.502	48.4	66.8	66	1,478 ^p	0.39	0.67	0.45	7
146	Swaziland	0.500	31.3	79.6	58 ^{d,h}	5,638	0.10	0.72	0.67	-50
人間開発低位国										
147	Togo	0.495	54.5	53.2	55 ^d	1,536 ^p	0.49	0.54	0.46	3
148	Djibouti	0.494	52.9	.. ^d	24	1,993 ^p	0.47	0.52	0.50	-13
149	Lesotho	0.494	35.2	82.2	66 ^d	2,619 ^p	0.17	0.77	0.54	-26
150	Yemen	0.492	61.1	.. ^d	55 ^d	879	0.60	0.51	0.36	18
151	Zimbabwe	0.491	36.6	.. ^d	52 ^{d,h}	2,065	0.19	0.77	0.51	-18
152	Kenya	0.491	47.5	73.6	60 ^d	1,140	0.37	0.69	0.41	7
153	Mauritania	0.486	53.1	51.2	46	1,940 ^p	0.47	0.49	0.49	-11
154	Haiti	0.482	52.0	.. ^d	.. ^y	1,892 ^{h,p}	0.45	0.50	0.49	-12
155	Gambia	0.479	56.1	.. ^d	50 ^d	1,991 ^p	0.52	0.42	0.50	-19
156	Senegal	0.460	56.0	39.3	38 ^d	1,713	0.52	0.39	0.47	-8
157	Eritrea	0.454	54.3	.. ^d	35	977 ^p	0.49	0.50	0.38	9
158	Rwanda	0.450	44.2	64.9	52	1,263 ^p	0.32	0.61	0.42	-5
159	Nigeria	0.448	43.4	.. ^d	55 ^d	1,154	0.31	0.63	0.41	-1

人間開発指数 (HDI)

HDI順位 ^a	人間	出生時	成人識字率 ^b	初・中・	1人当たり	平均寿命	教育	GDP	1人当たり	
	開発指数	平均余命	(%: 15歳	高等教育の	GDP				GDP	順位
	(HDI値)	(歳)	以上)	総就学率	(PPP US\$)	指数	指数	指数	(PPP US\$)	
	2004	2004	2004 ^c	2004 ^c	2004				マイナス	
									HDI順位 ^d	
160	Guinea	0.445	53.9	29.5	42	2,180	0.48	0.34	0.51	-30
161	Angola	0.439	41.0	67.4	26 ^{ab}	2,180 ^b	0.27	0.53	0.51	-32
162	Tanzania, U. Rep. of	0.430	45.9	69.4	48 ^a	674	0.35	0.62	0.32	13
163	Benin	0.428	54.3	34.7	49 ^a	1,091	0.49	0.40	0.40	-2
164	Côte d'Ivoire	0.421	45.9	48.7	40 ^{ab}	1,551	0.35	0.46	0.46	-15
165	Zambia	0.407	37.7	68.0 ^a	54 ^a	943	0.21	0.63	0.37	2
166	Malawi	0.400	39.8	64.1 ^a	64 ^a	646	0.25	0.64	0.31	10
167	Congo, Dem. Rep. of the	0.391	43.5	67.2	27 ^{ab}	705 ^b	0.31	0.54	0.33	6
168	Mozambique	0.390	41.6	.. [!]	49	1,237 ^b	0.28	0.47	0.42	-14
169	Burundi	0.384	44.0	59.3	36	677 ^b	0.32	0.52	0.32	5
170	Ethiopia	0.371	47.8	.. [!]	36	756 ^b	0.38	0.40	0.34	1
171	Chad	0.368	43.7	25.7	35 ^a	2,090 ^b	0.31	0.29	0.51	-39
172	Central African Republic	0.353	39.1	48.6	30 ^{ab}	1,094 ^b	0.24	0.42	0.40	-12
173	Guinea-Bissau	0.349	44.8	.. [!]	37 ^{ab}	722 ^b	0.33	0.39	0.33	-1
174	Burkina Faso	0.342	47.9	21.8	26 ^a	1,169 ^b	0.38	0.23	0.41	-17
175	Mali	0.338	48.1	19.0 ^a	35	998	0.39	0.24	0.38	-11
176	Sierra Leone	0.335	41.0	35.1	65 ^a	561	0.27	0.45	0.29	1
177	Niger	0.311	44.6	28.7	21	779 ^b	0.33	0.26	0.34	-7
開発途上国										
		0.679	65.2	78.9	63	4,775	0.67	0.72	0.65	
後開発途上国										
		0.464	52.4	63.7	45	1,350	0.46	0.50	0.43	
アラブ諸国										
		0.680	67.3	69.9	62	5,660	0.71	0.66	0.67	
東アジア・太平洋諸国										
		0.760	70.8	90.7	69	5,872	0.76	0.84	0.68	
ラテンアメリカ・カリブ諸国										
		0.796	72.2	90.2	81	7,964	0.79	0.67	0.73	
南アジア										
		0.599	63.7	60.9	56	3,072	0.64	0.58	0.57	
サハラ以南アフリカ										
		0.472	46.1	63.3	50	1,946	0.35	0.57	0.50	
中東欧・CIS諸国										
		0.802	68.2	99.2	83	8,802	0.72	0.94	0.75	
OECD諸国										
		0.923	77.8	..	89	27,571	0.88	0.95	0.94	
高所得OECD諸国										
		0.946	79.0	..	95	32,003	0.90	0.98	0.96	
人間開発高位国										
		0.923	78.0	..	91	26,568	0.88	0.95	0.93	
人間開発中位国										
		0.701	67.3	80.5	66	4,901	0.71	0.75	0.65	
人間開発低位国										
		0.427	45.8	57.9	46	1,113	0.35	0.53	0.40	
高所得国										
		0.942	78.8	..	94	31,331	0.90	0.97	0.96	
中所得国										
		0.768	70.3	89.9	73	6,756	0.76	0.84	0.70	
低所得国										
		0.556	58.7	62.3	54	2,297	0.56	0.58	0.52	
全世界										
		0.741	67.3	..	67	8,833	0.71	0.77	0.75	

注)

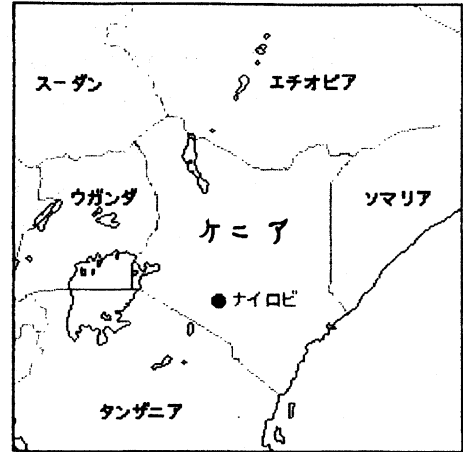
a. HDI順位は、小数点第6位までのHDI値を使って算出。b. とくに断りのない限り、各国の識字率についてのデータは、2000年から05年までに行われた国勢調査またはその他の調査から推定されたものである。算出方法および基礎データが提出された時期が異なるために、国と国および一定期間にわたっての比較には注意が必要である。詳細については、www.uis.unesco.org。を参照。c. 2006年に、UNESCO統計研究所は教育データの基準年表記を、学校年度または事業年度が終了する暦年に変更した。たとえば、2003/04は、2004となる。国またはUNESCO統計研究所の推定値をもとにしているデータもある。d. 正数はHDI順位が1人当たりGDP (PPP US\$) 順位より高いことを、負数はその逆を示す。e. HDI算出のためには、99%を使った。f. HDI算出のためには、100%を使った。g. 各国またはUNESCO統計研究所の暫定推定は、追加修正によって変更されることがある。h. データは記載されている年以外の年をもとにしている。i. 2006年度統計。国内外で就学した自国民についてのデータであり、標準的な定義とは異なる。j. HDI算出のために、\$40,000 (PPP US\$) を使った。k. UNICEF 2004。l. 最新のデータが不足しているため、以前の国勢調査やその他の調査をもとにしたUNESCO統計研究所2003の推定が使われている。解釈するには注意が必要である。m. データは各国のデータをもとにしている。n. World Bank 2005。o. データは、1995年から99年までの入手可能な最新年のものをもとにしている。p. 推計は回帰分析に基づく。q. World Bank 2003。r. Heston, Summers and Aten 2002。データは、標準的な定義とは異なる。s. より正確で新しい統計を提供するための努力が続いている([今年人間開発指数について]を参照) 暫定推定値は、\$5,700 (PPP US\$) を使った。t. データは各国のデータをもとにした東カリブ諸国機関事務局のもの。u. データは各国のデータをもとにしたカリブ共同体事務局のもの。v. UNDP 2005a。w. Heston, Summers and Aten 2001。データは標準的な定義とは異なる。x. 推定値は、中国と米国の2カ国間の比較をもとにしている (Ruoan and Kai 1995)。y. 総就学率が入手できないため、人間開発報告書事務局の次の推定値を使用した：ブータン49%、エクアドル75%、ハイチ48%、トルクメニスタン75%。z. 1人当たりGDP (PPP US\$) の公式推定値が入手できないため、World Bankの次の暫定推定値を使用した。なお、データは追加修正されることがある：モルジブ\$4,798、スリナム\$6,552。aa. データは、記載されている年以外の年をもとにしているか、標準的な定義とは異なるか、もしくはある国の一部のみをもとにしている。ab. 1人当たりGDP (PPP US\$) の推定値が入手できないため、人間開発報告書事務局の推定値\$2,331を使用した。この推定値は、GDP値 (US\$) とアラブ諸国における対米ドル購買力平価 (PPP US\$) の加重平均率によって求められている。ac. 推定値はおもにスーダン北部の情報をもとにしている。ad. 国の推定値\$1,033 (PPP US\$) を使用した。

出典)

第1列：第6列から第8列のデータをもとに算出。詳細は「テクニカルノート1」を参照。第2列：とくに断りのない限り、UN 2005a。第3列：とくに断りのない限り、UNESCO Institute for Statistics 2006a。第4列：とくに断りのない限り、UNESCO Institute for Statistics 2006c。第5列：とくに断りのない限り、World Bank 2006。World Bankが人間開発報告書事務局のために計算した集計値。第6列：第2列のデータをもとに算出。第7列：第3列と4列のデータをもとに算出。第8列：第5列のデータをもとに算出。第9列：第1列と5列のデータをもとに算出。

ケニア共和国 (Republic of Kenya)

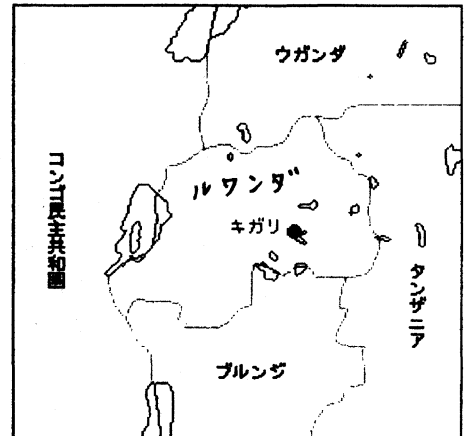
- 人口 3,510 万人
- 首都 ナイロビ (Nairobi) (220 万人)
- 言語 スワヒリ語、英語
- 宗教 伝統宗教、キリスト教、イスラム教
- 元首 ムワイ・キバキ (Mwai Kibaki) 大統領
(2007 年 12 月 30 日二期目就任)
- 年表
 - 1963年 英国から独立
 - 1964年 共和制移行 (ケニヤッタ大統領)
 - 1978年 モイ大統領就任
(1983、1988、1992、1997 年に再選)
 - 1982年 ケニア・アフリカ人国民同盟 (KANU) による一党制法制化
 - 1991年 複数政党制再導入
 - 2002年 総選挙 キバキ大統領就任 (任期 5 年)
 - 2005 年 11 月 キバキ大統領が提案した大統領の権限を強化する国民投票が拒否される。
 - 2007年 総選挙 キバキ大統領再選



(出典) 外務省 HP <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/kenya/data.html> を一部加筆して作成。

ルワンダ共和国 (Republic of Rwanda)

- 人口 920 万人
- 首都 キガリ
- 言語 仏語、キニアルワンダ語、英語
- 宗教 カトリック (57%)、プロテスタント (20%)、
アドヴェンティスト (11%)、イスラム教 (4.8%)
- 元首 ポール・カガメ大統領
- 年表
 - 17 世紀 ルワンダ王国建設
 - 1889年 ドイツ保護領 (第 1 次世界大戦後はベルギーの信託統治領)
 - 1961年 王政に関する国民投票 (共和制樹立を承認)
 - 1962年 ベルギーより独立
 - 1973年 クーデター (ハビヤリマナ少将が大統領就任)
 - 1990年 ルワンダ愛国戦線 (RPF) による北部侵攻
 - 1991年 複数政党制を認める新憲法制定
 - 1992年 アルーシャ和平合意
 - 1994 年 4 月 ハビヤリマナ大統領暗殺事件発生をきっかけに「ルワンダ大虐殺」発生
 - 1994 年 7 月 ルワンダ愛国戦線 (RPF) が全土を完全制圧、新政権樹立 (ビジムング大統領、カガメ副大統領就任)
 - 2000 年 3 月 ビジムング大統領辞任
 - 2000 年 4 月 カガメ副大統領が大統領就任
 - 2003 年 5 月 ルワンダ新憲法が国民投票によって承認された
 - 2003 年 8 月 複数候補者による初の大統領選挙でカガメ大統領当選
 - 2003 年 9-10 月 上院・下院議員選挙 (与党 RPF の勝利)



(出典) 外務省 HP <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/rwanda/index.html> を一部加筆して作成。

コンゴ民主共和国 (Democratic Republic of the Congo)

- 人口 5,930 万人 (2006 年)
- 首都 キンシャサ
- 言語 フランス語 (公用語)、キコンゴ語、チルバ語、リンガラ語、スワヒリ語
- 宗教 カトリックを中心としたキリスト教 (85%)、イスラム教 (10%)、その他伝統宗教 (5%)
- 元首 ジョゼフ・カビラ大統領
- 年表

1885年 ベルギー国王レオポルド 2 世の私有地として「コンゴ自由国」の形成

1908年 ベルギー領

1960年 ベルギーより独立 (コンゴ共和国)、コンゴ動乱

1965年 モブツ政権成立 (クーデター)

1967年 コンゴ民主共和国に国名変更

1971年 ザイール共和国に国名変更

1977年 シャバ紛争 (1978 年まで)

1990年 複数政党制導入

1991年 キンシャサ市内暴動発生

1996年 バニヤムレンゲ (ツチ系) の武装蜂起、他の反政府勢力が合流、コンゴ民主解放勢力同盟 (AFDL) 結成 (第 1 次内戦)

1997年 ローラン・デジレ・カビラ大統領就任、モブツ大統領国外逃亡、国名変更 (コンゴ民主共和国)

1998年 コンゴ民主共和国紛争勃発 (第 2 次内戦)

1999年 ルサカ停戦合意

2001年 ローラン・デジレ・カビラ大統領暗殺、息子のジョゼフ・カビラが後継

2002年 プレトリア合意

2003 年 3 月 暫定憲法採択 7 月 暫定政権成立

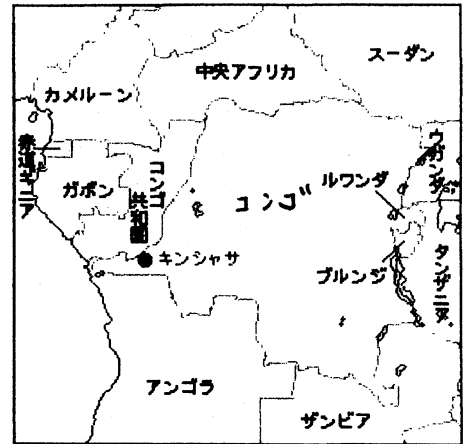
2005 年 12 月 新憲法国民投票の実施

2006 年 2 月 新憲法公布

2006 年 7 月 大統領選挙 (第 1 回投票)・国民議会選挙の実施

2006 年 10 月 大統領選挙 (第 2 回投票) の実施

2006 年 12 月 ジョゼフ・カビラ大統領就任



(出典) 外務省 HP <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/congomirv/index.html> を一部加筆訂正して作成。

日本国憲法

日本国憲法〔前文〕

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第二章 戦争の放棄

第九条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

12の言語で憲法9条

出典:『全国お郷^{くに}ことば・憲法9条』坂井泉編、合同出版、2005年

.....

品 英語 *English*

CHAPTER II RENUNCIATION OF WAR

Article 9 1. Aspiring sincerely to an international peace based on justice and order, the Japanese people forever renounce war as a sovereign right of the nation and the threat or use of force as means of settling international disputes.

2. In order to accomplish the aim of the preceding paragraph, land, sea, and air forces, as well as other war potential, will never be maintained. The right of belligerency of the state will not be recognized.

.....

品 フランス語 *Français*

CHAPITRE II RENONCIATION A LA GUERRE

Art. 9 1. Aspirant sincèrement à une paix internationale fondée sur la justice et l'ordre, le peuple japonais renonce à jamais à la guerre en tant que droit souverain de la nation, ou à la menace, ou à l'usage de la force comme moyen de règlement des conflits internationaux.

2. Pour atteindre le but fixé au paragraphe précédent, il ne sera jamais maintenu de forces terrestres, navales et aériennes, ou autre potentiel de guerre. Le droit de belligérance de l'Etat ne sera pas reconnu.

.....

品 ドイツ語 *Deutsch*

..... 訳・たかおまゆみさん

KAPITEL II KRIEGSVERZICHT

Artikel 9 1. Ernsthaft einen internationalen Frieden auf der Grundlage von Gesetz und Ordnung anstreben verzichtet das japanische Volk für immer auf den Krieg als souveranes Recht einer Nation sowie auf Drohung und Gebrauch von Gewalt als Mittel zur Regelung internationaler Streitigkeiten.

2. Zur Erfüllung des Zieles des vorangehenden Paragraphen werden nie Land- See und Luftstreitkräfte sowie anderes Kriegspotential unterhalten. Das Recht auf Kriegszustand des Staates wird nicht anerkannt.

.....

品 イタリア語 *Italiano*

..... 訳・齋藤ゆかりさん

CAPITOLO II LA RINUNCIA ALLA GUERRA

Articolo 9 1. Aspirando sinceramente ad una pace internazionale fondata sulla giustizia e sull'ordine, il popolo giapponese rinuncia per sempre al ricorso alla guerra come diritto sovrano della Nazione e alla minaccia o all'uso della forza come mezzo per risolvere le controversie internazionali.

2. Per raggiungere l'obiettivo del paragrafo precedente, mai saranno mantenute forze di esercito, di marina, di aeronautica né altri potenziali bellici. Il diritto di belligeranza dello Stato non verrà riconosciuto.

12の言語で憲法9条

出典:『全国お郷ことば・憲法9条』坂井泉編、合同出版、2005年

.....
⊞ロシア語 Японский ————— 訳・岩田行雄さん

Глава II. Отказ от войны

Статья 9. 1. Мы, Японский народ, искренне желая международного мира, основанного на справедливости и порядке, навечно отказываемся от войны как средства осуществления государственного права, а также от угрозы вооруженной силой, или от применения вооруженной силы как средства разрешения международных конфликтов.

2. Для достижения цели, указанной в предыдущем абзаце, мы не будем сохранять у себя сухопутные, военно-морские, военно-воздушные силы, и иные виды вооружений. Мы не признаем за государством право на ведение военных действий.

.....
⊞スペイン語 Español ————— 訳・深澤安博さん

CAPÍTULO II RENUNCIACIÓN A LA GUERRA

Artículo 9 1. Aspirando genuinamente a una paz internacional fundada en la justicia y el orden, el pueblo japonés renuncia para siempre a la guerra como derecho soberano del país, y a la amenaza o al uso de la fuerza como medio de resolver conflictos internacionales.

2. Con objeto de dar cumplimiento a los designios del párrafo anterior, el país nunca dispondrá de fuerzas armadas terrestres, marítimas o aéreas, ni de ningún otro tipo de potencial bélico. No se reconocerá el derecho de beligerancia del país.

.....
⊞ポルトガル語 Português ————— 訳・Antonio Uedaさん

CAPITULO II RENÚNCIA DE GUERRA

Artigo 9 1. Aspirando sinceramente a uma paz internacional, baseados na justiça e na ordem, o povo japonês renuncia para sempre a guerra como direito soberano da nação, e a ameaça de uso de força como meios de resolver conflitos internacionais.

2. Com o objetivo de dar cumprimento aos procedimentos do parágrafo anterior, o país nunca irá dispor de forças terrestres, marítimas ou aéreas e nenhum outro tipo de potencial bélico. O direito de belingencia do país nunca será reconhecido.

.....
⊞中国語 Chinese —————

第二章 放弃战争

第9条 1. 日本国民衷心谋求基于正义与秩序的国际和平, 永远放弃作为国家主权发动的战争, 武力威胁或武力作为解决国际争端的手段。

2. 为达到前项目的, 不保持陆海空军及其他战争力量, 不承认国家的交战权。

12の言語で憲法9条

出典:『全国お郷ことば・憲法9条』坂井泉編、合同出版、2005年

⌘ ハングル Korean ————— 訳・佐藤順さん

제2강 전쟁의 포기

제9조 1. 일본국민은 정의와 질서를 기조로 하는 국제평화를 성실히 추구하고 국가권력이 발생하는 전쟁과 무력에 의한 위협 또는 무력의 행사는 국제분쟁을 해결하는 방법으로 영원히 이를 포기한다

2. 전항의 목적을 달성하기 위한 육해공군 률또한 그외의 전쟁에 관한 어떠한 전력도 같지않고 교전권을 인정하지 않을것이다

⌘ ペルシヤ語 Persian ————— 訳・Mohamad NAGIZÂDEHさん

ماده 9 قانون اساسي ژاپن

(اتڪار جنگ، عدم داشتن نيروي نظامي و رد شناساي حق اعلام حالت جنگ از طرف دولت)

با توجه به تمايل عميق به صلح بين المللي بر اساس نظم و عدالت، مردم ژاپن براي هميشه توسل به جنگ بعنوان حق حاكميت ملي و استفاده و تهديد از نيروي نظامي به منظور رفع اختلافات بين المللي را براي هميشه اتڪار مينمايد .

لذا به منظور رسيدن به هدف فوق از داشتن نيروي زميني ، درياني و هواني و ديگر وسائل بالقوه جنگي براي هميشه خود داري و حق اعلام حالت جنگ از طرف دولت را به رسميت نخواهد شناخت.

⌘ アラビア語 Arabic ————— 訳・重信命さん

المادة التاسعة من الدستور الياباني

* إن الشعب الياباني الذي يتطلع بإخلاص إلى سلام عالمي قائم على العدالة والنظام، يتخلى إلى الأبد عن الحق الوطني في شن الحرب، وعن التهديد بالقوة أو استعمالها كوسيلة لحل النزاعات الدولية.

* تحقيقاً للهدف المذكور في النص السابق، لن يتم تشكيل قوات برية أو بحرية أو جوية أو أية إمكانات حربية أخرى على الإطلاق.

* حق المشاركة في الحروب لن يكون معترفاً به.

⌘ エスペラント Esperanto ————— 訳・井上万寿蔵さん、長谷川理衛さん、林和男さん

ĈAPITRO II REZIGNACIO DE MILITO

Artikolo 9 1. La Japana Popolo, sincere dezirante internacian pacon bazitan sur la justeco kaj ordo, rezignacias por ĉiam, kiel rimedon por solvi internaciajn konfliktojn, militon kiel suverenajn rajton de la ŝtato kaj minacon per armita forto aŭ uzon de armita forto.

2. Por realigi la celon de la antaŭa paragrafo, landa, mara kaj aera armeo, aŭ aliaj militfortoj neniam estu tenataj. La rajto de militado de la ŝtato ne estas konfirmata.

プロフィール

エマニュエル・ボンバンデ (BOMBANDE, Emmanuel)

「西アフリカ平和構築ネットワーク (West Africa Network for Peacebuilding) (WANEP)」の共同創設者、現在同事務局長。

アフリカにおける平和構築の実務担当者、紛争緩和と紛争予防の国際トレーナー。専門は紛争分析。

西アフリカにおいてコミュニティ間の調停の仲介指導者として活躍、ガーナ政府のコミュニティ間・内の調停イニシアティブにて助言を行う。

アクラ・ガーナのコフィ・アナン平和維持センターやサンド・スウェーデンのフォーク・ベナードッテ・アカデミーを含む多くの高等教育機関や平和構築機関において平和構築コースの教鞭をとる。様々な国連機関や西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS) などに活発に関わりをもつ西アフリカの平和構築ネットワークにおいて、WANEP のリーダーとしての指導力を発揮している。

エル・ハジ・ムボッチ (MBODJ, EL Hadji)

セネガル国ダカールのシェイク・アンタ・ディオブ大学公法学・政治学教授。

コンゴ民主共和国和平委員会において、法律の専門家としてコンゴの分権化および司法制度の起草作業に協力。

勝俣 誠 (KATAUMATA, Makoto)

早稲田大学政治経済学部卒、パリ第一大学博士課程修了 (開発経済学博士)。ダカール大学法経学部、モントリオール大学客員教員等を経て、現在、明治学院大学国際学部教授。

アフリカ地域研究、グローバル・ポリティカル・エコノミー、南北問題。

『現代アフリカ入門』岩波書店、1991年。『アフリカは本当に貧しいのか—西アフリカで考えたこと』朝日新聞社、1993年。『グローバル化と人間の安全保障』、『世界の半分が飢えるのはなぜ?—ジグレル教授がわが子に語る飢餓の真実』ジャン・ジグレル著・勝俣誠監訳、合同出版、2003年。「人権のグローバリゼーションと途上国—アフリカを中心とした開発と人権の国際政治経済学」『国際開発とグローバリゼーション』所収、シリーズ国際開発第五巻、145～169頁、日本評論社、2006年

滝澤美佐子 (TAKIZAWA, Misako)

津田塾大学学芸学部国際関係学科卒業、ロンドン大学大学院、国際基督教大学大学院修了。

中部大学国際関係学部専任講師、助教授を経て、現在桜美林大学国際学部准教授、博士 (学術)。国際法、国際機構論、国際人権法専攻。主な著書に、『国際人権基準の法的性格』(国際書院)、『人間の安全保障の射程』(共著) (アジア経済研究所)、『国際人権入門』(共著) 法律文化社、『国連による平和と安全の維持—解説と資料』第1巻、第2巻 (国際書院) など。国際法、国連と人権、国連と平和維持活動、人間の安全保障と人道的介入に関するテーマで研究活動をしている。

武内進一 (TAKEUCHI, Shinichi)

日本貿易振興機構アジア経済研究所 アフリカ研究グループ長

1962年生まれ。東京外国語大学フランス語科卒業後、1986年にアジア経済研究所入所。1992～94年、コンゴ共和国、ガボンにて在外研究。1998年以降、ルワンダで調査を続ける。専門は国際関係論。学術博士。主要業績として『現代アフリカの紛争—歴史と主体』(編著。アジア経済研究所、2000年)、『国家・暴力・政治—アジア・アフリカの紛争をめぐって』(編著。アジア経済研究所、2003年)などがある。

寺田俊郎 (TERADA, Toshiro)

1962年広島市生れ。明治学院大学法学部准教授、国際平和研究所主任。倫理学、臨床哲学専攻。カントの実践哲学、市民社会における哲学的対話、世界市民主義の哲学、グローバル・エシックスに関心をもつ。

原 宏之 (HARA, Hiroyuki)

明治学院大学平和研究所・教養教育センター。パリ第十大学博士課程人文学科群中退。専攻は、比較思想史・表象メディア論など人文学。著書に『バブル文化論』(慶應義塾大学出版会、2006)、訳書にジャック・デリダ&ベルナール・スティグレール『テレビのエコグラフィー』など。『表象メディア論◇正義編』が近刊予定。趣味と研究をかねて、マルチニック、バスク地方、ルーマニア、南西諸島、東北地方などを旅行。

樋口陽一 (HIGUCHI, Yoichi)

1934年生まれ。憲法学専攻。東北大学、東京大学、パリ第2大学、上智大学、早稲田大学等で研究・教育に従事。現在、日本学士院会員、フランス学士院準会員。

フローレンス・ンパエイ (MPAAYEI, Florence)

アフリカのナイロビ平和イニシアティブ(Nairobi Peace Initiative, (NPI))代表。紛争解決における訓練・促進、平和ネットワーク構築、救援活動において豊富な経験を持つ。紛争の影響をこうむった女性のコミュニティおよび国家レベルの平和構築への参加に特別な関心を持つ。通信・経営管理学学位取得、アフリカと米国において紛争解決と平和構築の訓練経験。

主催：明治学院大学国際平和研究所（PRIME）

〒108 - 8636 東京都港区白金台 1-2-37

Tel:03(5421)5652/Fax:03(5421)5653

E-mail: prime@prime.meijigakuin.ac.jp

URL:<http://www.meijigakuin.ac.jp/~prime/>